

平成 29 年度第 2 回長野市景観審議会記録

日時 平成29年 7 月 7 日（金）
午後 1 時30分～午後 4 時00分
場所 市役所第二庁舎 4 階 会議室141

出席委員 13 名

赤羽委員、久米委員、野口委員、羽藤委員、山貝委員、石黒委員、北村委員、
篠原委員、土倉委員、野村委員、池内委員、下崎委員、森山委員

欠席委員 2 名

稲葉委員、大上委員

1 開 会

定足数の確認

2 挨拶

会長挨拶

3 諮 問

長野市景観計画の改定について

4 審 議

第30回長野市景観賞 一次選考について

事務局：【長野市景観顕彰制度実施要綱、同実施要領について説明】

委 員：一次選考で、公共の作品が何件か残っても良いか。

事務局：最終選考に公共作品が多く残ると民間の作品が残らない。公共作品は 1 作品のみの受賞なので、最終選考での公共作品の件数は、それを踏まえて話し合いにより調整していただきたい。

委 員：選考要素が 8 項目あるが、特に重要要素や重み付けはあるか。

事務局：そういったものはない。8 項目全てを満たすものは無いと思う。どの作品がどの項目を満たしてるか、各自でご判断していただきたい。

委 員：景観奨励賞は、該当作品がある年とない年があるがその基準は。

事務局：景観賞ではないが、評価をしたい作品があった場合に、次点的に表彰するものが景観奨励賞になる。該当する作品がなければ、景観奨励賞はないということもある。

議 長：必ずしも景観賞と景観奨励賞併せて 5 作品を選ばなければいけないということではない。表彰作品数は、その時の作品によって考えて

いきたい。

事務局：【候補作品調書と動画により応募作品を説明】

議長：候補作品について説明があったが、質問などはあるか。

委員：13番の白壁の家の写真は緑の季節だが、特に春の植栽がとても美しい。ほとんどが花の木で、それぞれの季節にたくさん咲く。右下の写真奥に紅枝垂桜があり、春の写真があると印象が変わると思う。

委員：9番と31番のお寺だが、参道が長く、公共の場所から見える景観という基準に当てはめたとき、参道を通って本堂を見る場合と、公共の場から鳥居しか見えない場合と、見え方が違ってくる。写真では鳥居や本堂があるが、動画では鳥居しか映っていなかった。お寺を評価する時、どこまでを含めて評価するべきと考えるか。

議長：難しい判断だ。敷地に入って行って、どこまでが公共の場所であるかということだが。

委員：参道も公共の空間に含めて良ければ、中まで入って行ってそういう見方をして良いものか。学校も同じで、道路から見えるだけなのか、グラウンドとかに入って行って良いのか。現地調査をするときに、どこまで評価するかに関わってくる問題だ。

委員：景観だから、やはり道路からではないか。通常歩く人は外から見ている。外から見た景観が良いかという判断ではないか。

委員：例えば、善光寺はどこまで見たら良いか。

委員：善光寺のような国宝になるほどの建物は、市の景観の重要な部分を構成している。一般のお寺は、公共空間からは色々な見え方をする。この地域に合っていると言えるかどうか。

委員：一般人が入れるところまでは、全て対象で良いのでは。お寺は、門から本堂までのアプローチから見える全ての景観で、不特定多数の人が入れる場所が基準と考える。

一昨年、新光電気が景観賞を受賞している。道路からはあまり建物等が見えないが、敷地内の公園を含め皆さんが立ち入れるところを選考対象として判断した。

議長：以前、ある候補作品で敷地内に入ると素晴らしい庭園があった。しかし、外からは塀しか見えないため、選出されなかった。お寺は、確かに私有地かもしれないが、ある程度自由にお参りや出入りもできるのも、対象として良いのではないかと思うがいかがか。

委員：構わないが、お寺には、そこに用がある人しか行かない。バスに乗ったり、散歩している時にこれが良いと思うかどうか。

委員：善導寺はよく通るが、この大わらじが目立つ。実際の目で見ると、もっと象徴的に映る。

委員：公道から見えることが基本ではないか。

委員：公道と私道の区別が非常に難しい。公の道とは、全ての人に開かれた道と考えて良いのではないか。

- 議長：公共の空間は、公道や私道といった区分ではなく、他人の敷地に入らなくても対象が見えるところという概念でよろしいか。
- 委員：踏み込めるところまでだと、新光電気は普段どうなっているのか。
- 事務局：新光電気は会社の行事等がなければ、普段は一般に開放されている。
- 委員：入れるのなら審査でも入って判断すれば良いし、入れなければその範囲での判断で良いかと思う。一般の方がどのように考えるかは、審議委員がその辺を踏まえて選考すれば良いかと思う。
- 事務局：調書の写真を撮る際、長野市の名札が無くても自由に入って良いかどうかを基準にした。お寺や川中島古戦場の像、公園など名札が無くても入れるところは中に入って撮影している。
学校は一般の人は敷地内には入れないため、公道から撮っている。
- 議長：一般の人が入れるところまでということ、よろしいですか。
- 委員：7番の戸隠のまちづくり協議会はソフト的なものだが、どう判断すれば良いか。
- 事務局：この団体は、茅葺屋根を保存するため茅刈りをしたり、勉強会やシンポジウムを開いている。そうした活動をどう判断するかは、調書にあることで判断していただくしかない。
- 委員：茅を採って地域の茅葺屋根を保存する活動を長野市が助成している。全国でここにしかないということをやっている。そういったものを一つの景観としてどう考えるか非常に重要だ。
今回、戸隠の武井旅館が出ているが、戸隠地区一帯がそういった運動をしている。修復するたびに景観賞の対象にしていくのかがこれからのテーマになるかと思う。
- 委員：以前、団体が選ばれたことがあったが、近年は選ばれることがなく、貴重な存在だと思う。
- 事務局：実施要綱では団体も対象にしているが、団体活動なのでソフト的なものになる。その団体が、どういった活動をしているのか、その活動によって、周囲の景観にどういった好影響を与えているのかをご判断いただきたい。
- 委員：仮に一次選考を通過した場合、現地調査はどうなるか。
- 事務局：茅刈りは秋なので、その様子を見ることはできない。協議会の活動内容を役員の方からお話いただくか、活動の成果として修景された建物を見ていただくことになると思う。
- 委員：作品集を見ると、直近に建てられた建物が主に受賞している。今回の応募作品は、かなり年月が経過しているものがあるが、毎回このような感じなのか。
- 事務局：景観賞は、以前、新築増築等をしてから5年以内のものという基準があったが、古いものにも価値はあるのではないかということから、第24回からその基準がなくなったため、古民家なども受賞している。
- 委員：28番の若里公園と、33番の長野県民文化会館は別々の扱いだが、建

物と周りも含めて総合的にひとつの作品としても良いのではないか。

議長：一体として選考することで良いか。

各委員：【異議なし】

議長：他に質問がなければ、投票に移りたい。

【書類選考による投票・集計】

事務局：投票結果を報告。

議長：皆さんからの意見を伺いたい。集計結果は10位が5点で2作品。それ以下は3点が3作品で、この辺が最終選考候補になるかと思うがいかがか。

委員：12位の長徳寺が気になるので、最終選考の中に入れてもらえないか。田園風景の中にお寺があり、周辺からの景観を見てみたいと思う。

委員：お寺が2作品ある。対比は難しいが、調書だけではわからないこともあるので、余裕があれば見てみたい。

議長：原則論で通すか、それでも行く価値があるかということだが。

委員：原則論は曲げない方が良いと思う。

委員：一次選考を通すなら、3作品全て行くべき。

議長：よろしいか。では、この意見は却下させていただく。

委員：鏡池は評価の仕方が難しい。

委員：景観賞に該当するかどうかということか。

委員：要綱に池としか書いてないので、要綱には違反しない。景観賞の対象かどうかは、皆さん一人一人で判断すること。

議長：他に意見がなければ、11作品を最終選考作品とさせていただく。

投票結果で上位10位までの作品、11作品を最終選考(現地調査)の対象とした。

4 その他

5 閉会

課長挨拶